



独立行政法人農畜産業振興機構 alicセミナー

EU農業関連政策の動向

～競争力強化、制度簡素化が主流に～



日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所 前田昌宏

2026年2月13日～3月13日

■ ご注意

当該講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はご自身でご判断ください。

また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

alicセミナー受講にあたっての注意事項

- 本セミナーをお申込みいただいた方以外へのURLの転送はご遠慮ください。
- 録画、録音、資料印刷等の保存行為につきましてはご遠慮ください。
- YouTubeの動画視聴に関する技術的なご質問にはお答えできかねますので、ご了承ください。
- ご登録いただいたアドレスは、alicセミナーの開催以外の目的で利用いたしません。
- セミナー後は、アンケートにご協力をお願いします。
下記URLのアンケートフォームからご回答ください。

<https://www.alic.go.jp/consumer/foods/event.html>

目次

I. EUの2025年までの農業関連政策の動向を振り返る

- (1) 2024年までの方針 ～欧州グリーンディール～
- (2) 2025年からの方針 ～競争力強化と規制簡素化～
- (3) 主な各農業関連政策等の状況
 - ① 共通農業政策 (CAP)
 - ② 不公平な取引慣行 (UTP)、共通市場組織 (CMO)
 - ③ 森林減少防止に関する規則 (EUDR)
 - ④ アニマルウェルフェア関連 (AW)
 - ⑤ 自由貿易協定の締結

II. まとめと2026年の見通し

※ 本セミナーは、2026年1月末時点での情報に基づき作成しています。

(1) | 欧州グリーンディール政策、F2F戦略

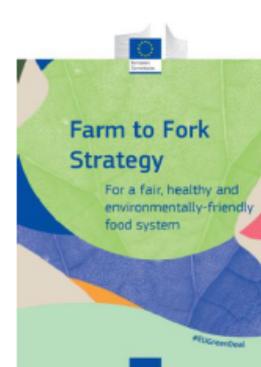
- 2019年12月に「**欧州グリーン・ディール**」を発表。持続可能なEU経済の成長の実現に向けた成長戦略（ロードマップ）。3つの主要目標として、① **2050年までに温室効果ガスの実質排出ゼロ（気候中立 climate neutral）**、②**経済成長と資源の利用のデカップリング（切り離し）**、③ **気候中立への移行において、誰も、どの地域も取り残さない**ことを掲げている。
- 2020年5月、「**Farm to Fork Strategy**」（**F2F戦略**）を発表。Farm（農場）からFork（食卓）までを意味し、**食料の生産から加工、輸送、消費に至るまでの一連のフードシステムを、一次生産者にとっても公正な健康的で環境に配慮したものにすることを旨**すもの。F2F戦略は、EU共通農業戦略(CAP)を始めEUやEU加盟国の農業・食料政策に大きな影響を与える重要な戦略。

F2F戦略が目指すもの

- 欧州の農漁業部門で働く全ての人々にとって以下に掲げる目標・取組事項等への移行が公正かつ公平であることを担保
- 化学合成農薬や肥料、抗菌剤への依存、リスク及び使用を大幅に削減
- 害虫や疾病から収穫・漁獲物を守る革新的な農漁業技術の開発
- EU非加盟国からEU域内への輸入食品についてもEUの環境基準を遵守（ミラー条項）

F2F戦略における主要な目標・取組事項

- 【**農薬**】－ 2030年までに化学農薬の使用とリスクを50%削減
 - － 2030年までにより有害な農薬の使用を50%削減
- 【**肥料**】－ 土壌の肥沃度を損なうことなく、栄養損失を少なくとも50%削減
 - － 2030年までに肥料の使用量を少なくとも20%削減
- 【**抗菌剤**】 2030年までに家畜・水産養殖用の抗菌剤の販売を50%削減
- 【**有機農業**】 2030年までに全農地の25%を有機農業とするための取組促進



(1) | 農業者デモの様子@ブリュッセル (2024年2月)

- ベルギーのブリュッセル市内で2024年2月26日、同日に開催されたEU農相理事会に合わせて生産者による大規模な抗議行動が行われた。欧州委員会や欧州理事会前の大通りをトラクターやバリケードで封鎖し、各種抗議行動が繰り広げられた。



写真1 通りを埋め尽くすトラクター



写真2 通りに築かれたバリケード



写真3 理事会建物近くの発煙



写真4 家畜排せつ物を道路に撒く抗議者



写真5 EU基準を満たさない農畜産物の輸入差し止めを求める主張

(1) | フォンデアライエン委員長再選

- 2024年7月18日に再選。最優先課題として、**域内産業の競争力強化**を挙げた。
- 欧州グリーン・ディールは、2050年の気候中立達成や2030年目標である温室効果ガス（GHG）排出55%削減（1990年比）などの目標は堅持しつつ、**「技術中立」の原則に基づき、現実的なアプローチ**で実施。
- 農業面では、**生産者の立場強化を優先課題**とした
→ **持続可能性最重視からの転換**



農業面での主な主張(抜粋)

- ・欧州の質の高い生活を維持し、世界の食料安全保障実現のため、**域内900万戸の生産者と関連する農業食品部門は欠かすことのできない戦略的資産**
- ・**生産者が公平で十分な収入を得ることが重要**で、共通農業政策(CAP)を維持して予算を確保しつつ、**バリューチェーン上の立場強化**、インセンティブの提供、投資促進、規制のバランスが取れた政策を実行
→農産物のサプライチェーンにおける価格と価値の配分の透明性の向上を目的に、**各国の関連当局および業界団体からなるEU農業・食品チェーン監視機構(AFCO:Agri-Food Chain Observatory)が発足**。同会合では今後、コスト構造、マージンや付加価値の配分を評価・監視するための方法論の開発などについて議論。
- ・「EU農業の将来に関する戦略対話」内で受けた提言をまとめ、次期欧州委員会発足後、100日以内に「農業と食料に関するビジョン」を発表。
- ・**持続可能性への配慮**も継続。国際的な生物多様性の公約を達成するため、**インセンティブを提供し**、公平で効率的な保護政策を実施する。特に環境保全に配慮する家族経営の生産者を支援し、2050年までのネット・ゼロを目指す。

目次

I. EUの2025年までの農業関連政策の動向を振り返る

(1) 2024年までの方針 ～欧州グリーンディール～

(2) 2025年からの方針 ～競争力強化と規制簡素化～

(3) 主な各農業関連政策等の状況

① 共通農業政策 (CAP)

② 不公平な取引慣行 (UTP)、共通市場組織 (CMO)

③ 森林減少防止に関する規則 (EUDR)

④ アニマルウェルフェア関連 (AW)

⑤ 自由貿易協定の締結

II. まとめと2026年の見通し

(参考) EUの政策決定構造



欧州委員会
(European Commission)

- フォン・デア・ライエン委員長 (ドイツ出身)
- 26人の欧州委員
- 任期5年 (2019年12月1日就任、**2024年12月1日再任**)
- 法案を作成・提出する

法案を提出



欧州議会

(European Parliament)

- メツォラ欧州議会議長 (マルタ出身)
- 720人の欧州議員
- 任期2年半 (**2024年7月16日再任**)
- 欧州市民の代表
- 法案を審議・承認する

監督

指名

法案を審議
交渉を通じ
妥結



欧州理事会

(European Council)

- ミシェル欧州理事会常任議長 (ベルギー出身)
- コスタ次期議長 (ポルトガル出身)
2024年12月1日就任
- **加盟27カ国首脳**、欧州委員会委員長
- 常任議長はEU大統領とも。任期2年半
- EUの政策の方向性・優先事項を示す

法案を提出



EU理事会

(Council of the EU)

- **加盟27カ国の担当大臣**
- 議長国は半年ごとに交代
(25年前半：ポーランド、後半：デンマーク
26年前半：キプロス、後半アイルランド)
- 法案を審議・承認する



(2) | 競争力強化、公平な収入確保への動き

- 2025年2月19日、欧州委員会は、**2040年までのEU農業及び食品政策の指針**となる「**農業と食のビジョン**」(Vision for Agriculture and Food) (副題: 「将来世代のため、魅力的な農業・食料部門をともにつくる」) を公表。
- 生産者に寄り添う姿勢をより鮮明に打ち出した。



	優先分野	具体的取組
①	<u>公正な生活水準の確保、魅力的な産業構築</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通農業政策 (CAP) を簡素化し、的を絞った支援を実施 ・ 不公正な取引慣行に関する指令 (UTP) の見直し ・ 共通市場組織規則 (CMO) の見直し ・ 「世代交代戦略」の策定
②	<u>競争力強化・強靱化</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制を簡素化して生産者の負担を軽減 ・ EU域内禁止農薬を用いて生産された農産品の輸入制限 ・ アニマルウェルフェア (AW) 関連規制の見直し、輸入品への域内基準適用 ・ 畜産に関する長期見通しの策定 (専門の作業部会の立ち上げ) ・ 「タンパク質戦略」の策定 (飼料用大豆かすなどの自給率向上等)
③	環境政策との両立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主的なベンチマークシステム「農場持続可能性指針」の策定・導入 ・ 欧州食品安全機関 (EFSA) における審査の適正化・迅速化 ・ 「回復力のある水戦略」の策定
④	農村地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者、農家、産業界、官界等の幅広い関係者を対象とした食料対話 (Food Dialogue) を開催 ・ 「農村アクションプラン」の改訂

農畜産品輸出に支障となる可能性
【ミラー条項】

(2) | 簡素化 (Simplification) への動き

- EU規制が過度に複雑化し、EUの競争力を損なっているとの見方。簡素化により負担を軽減。
- 規制を簡素化するオムニバス (Omnibus) 法案を25年に第10弾まで公表。

時期	主な対象分野・内容
第1弾 (2/26)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>CSRD (企業持続可能性報告)</u> : 適用開始の延期 (4/15採択) 対象企業の縮小 (80%削減案)、ESRS (欧州持続可能性報告基準) 簡素化 (セクター特有の基準削除) など • <u>CSDDD (企業持続可能性デューデリジェンス指令)</u> : 適用開始の延期 (4/15採択) DDの実施対象 (Direct suppliersのみ)、実施頻度 (5年ごと)、対象企業見直し案など • <u>タクソミー規則</u> : 開示委任規則改正 (欧州委7/4法案採択)
	<ul style="list-style-type: none"> • <u>CBAM (炭素国境調整メカニズム)</u> : 適用除外基準 (150ユーロ以下) を重量ベース (50トン) へ【10/20発効】
第2弾 (2/26)	<ul style="list-style-type: none"> • 投資 : InvestEU、EFSIの活用・報告手続き円滑化。500億ユーロの追加的公共・民間投資余力動員
第3弾 (5/14)	<ul style="list-style-type: none"> • 農業 : 共通農業政策 (CAP) の簡素化 → 小規模農家の直接支払制度の申請簡素化、環境要件緩和 等 (後述) 【26年より発効】
第4弾 (5/21)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>SMC (小規模ミッドキャップ)</u> 導入 : 中小企業以上大企業未満の規制対応負担軽減案
第5弾 (6/17)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>防衛産業</u> : 行政手続きの簡略化、予見性の確保、EU予算へのアクセス改善など、防衛投資を加速させる狙い
第6弾 (7/8)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>化学品</u> : CLP規則、化粧品規則、肥料製品規則の一部簡素化 • 2025年末までに、REACH規則の簡素化法案や環境関連の簡素化案を発表予定
第7弾 (11/19)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>デジタル</u> : AI、サイバーセキュリティ、データに関するルールの簡素化
第8弾 (12/10)	<ul style="list-style-type: none"> • 環境 : 産業界のCO2排出削減、循環型経済、環境評価等に係る簡素化 → 集約的な養豚・養鶏事業者の水・エネルギー・原材料使用量の報告義務を免除、有機養鶏を産業排出指令の対象外に 等
第9弾 (12/16)	<ul style="list-style-type: none"> • 自動車 : 技術要件、試験手続きなどの簡素化
第10弾 (12/16)	<ul style="list-style-type: none"> • 食品・飼料 : 植物保護製品、飼料規則などに関する簡素化 → 農薬や飼料添加物の更新要件の緩和、輸入品への残留農薬EU基準適用の検討、科学的知見に基づくBSEの監視要件等の見直し等

目次

I. EUの2025年までの農業関連政策の動向を振り返る

(1) 2024年までの方針 ～欧州グリーンディール～

(2) 2025年からの方針 ～競争力強化と規制簡素化～

(3) 主な各農業関連政策等の状況

① 共通農業政策 (CAP)

② 不公平な取引慣行 (UTP)、共通市場組織 (CMO)

③ 森林減少防止に関する規則 (EUDR)

④ アニマルウェルフェア関連 (AW)

⑤ 自由貿易協定の締結

II. まとめと2026年の見通し

(3) ① 共通農業政策 (CAP) の概要 (現行 : 2023~27年)

- EU共通農業政策(CAP)は、食料の安定供給、農業者の所得補償、環境保全農村振興等を目的とするEU域内共通の総合的農業政策であり、**所得・価格政策 (第1の柱)**と**農村振興政策 (第2の柱)**で構成。

所得・価格政策【第1の柱】

直接支払制度

制度		加盟国の実施裁量	各国の直接支払い予算に占める割合
デカップル 上乗せ部分 支払い	基礎的所得支持 (※1)	義務	以下の残額
	再分配所得支持	義務	10%以上
	青年農業者所得支持	任意	3%以上
	エコ・スキーム(eco-scheme) (※2)	義務	25%以上
カップル支払 (※3)		任意	13%以下
小規模農業者支払い		任意	-

(※1) 基礎的所得支持

全ての農業者を対象とする基礎的な直接支払い。受給要件として気候・環境、労働者保護等の法令遵守を義務付け(conditionality)。

(※2) エコ・スキーム(eco-scheme)

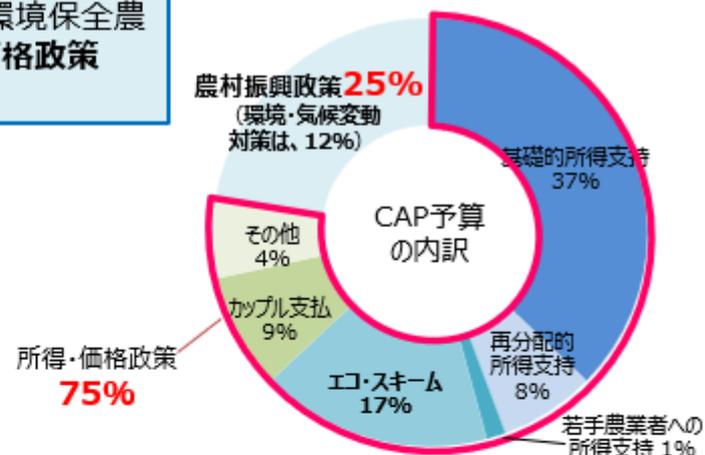
基礎支払いの上乗せとして、更なる環境・気候変動への取組の達成を受給要件として課すもの。

(※3) カップル支払

経済的、社会的、環境上重要で生産維持が困難な特定の品目について生産とリンクしたカップル支払いを認めるもの(例：牛肉、乳製品等)。

価格支持

- 作物毎に支持価格を定め、市場価格がそれを下回った場合に、各国の機関等が買支え等を実施。
(対象品目：小麦、大麦、コム、牛肉、バター、脱脂粉乳等)



農村振興政策【第2の柱】

- 各加盟国は、農村地域の競争力強化、環境・気候変動対策、地域経済発展・雇用創出等を目的とした農村振興プログラムを実施。

具体的施策

- ・ 環境・気候変動関連施策
- ・ 自然等制約地関連施策
- ・ 青年農業者支援
- ・ 経営近代化への投資助成
- ・ 小規模農家向け施策
- ・ リスク管理施策 等

- 予算はEUと加盟国との共同負担。
- 各加盟国は、農村振興政策予算の原則35% (旧20%)以上を環境対策 (農業・環境・気候変動関連対策、有機農業、条件不利地域への支払い等) に配分することを義務付け。

(3) ① 現行CAP（2023年1月～）の簡素化をめぐる動向

- 2023年からの現行CAPから導入された環境要件について、24年以降緩和する流れ
- 小規模農業者の事務負担軽減を図る措置も実施
- 農業者団体は、簡素化と競争力強化の方向性を支持し一定の評価。一方、環境団体は環境保全に向けた重要な措置が弱体化され、農業のレジリエンス（回復力）を損なうと批判。

2023年～

・ 環境・気候変動の取組を強化する一環として、直接支払いの受給要件として土壌保全、輪作の義務化、休耕地等の設定などを求める「良好な農業環境要件（GAEC）」9項目を設定

→ **コスト増、輸入品との不公平感、事務負担増などに対し、農業者から抗議**

2024年3月提案、5月政治合意、発効済

- ・ GAEC 9項目のうち6項目の要件を緩和
- ・ 10ha以下の小規模農業者（CAP受益者の65%に相当、農地面積では約10%）の環境要件の遵守に関する監視と罰則を免除

2025年5月提案（オムニバス第3弾）、11月政治合意、26年より発効

- ・ 小規模農業者への年間直接支払い上限額を、2,500ユーロ（現行の2倍）に引き上げ、直接支払いに係る申請コストや加盟国の行政コストを削減
- ・ GAEC 2項目の要件を緩和
- ・ 有機農業者について複数のGAEC要件を満たすとみなす措置の導入
- ・ 加盟国による実地検査業務の簡素化、デジタル化支援による競争力強化等

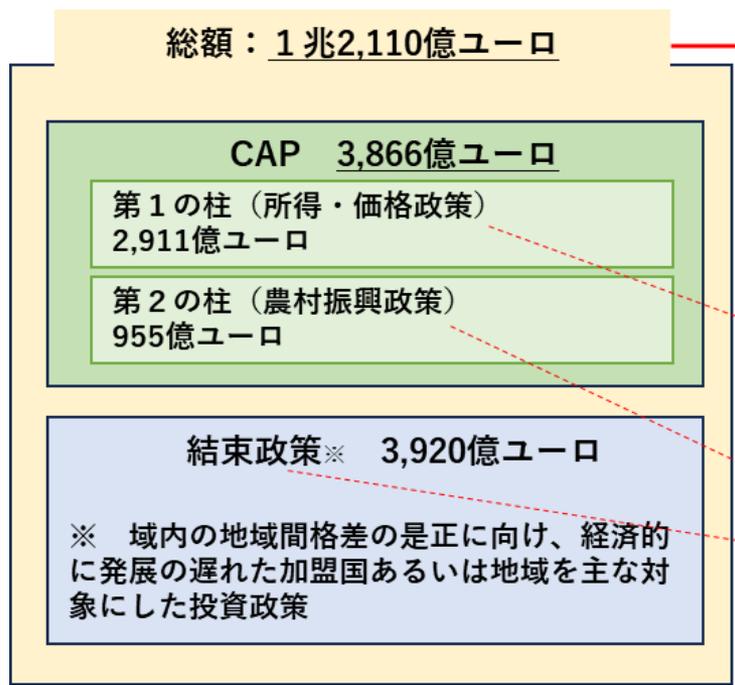
(3) ① (参考) GAEC緩和の主な内容

GAEC項目		当初	2024年5月見直し内容	25年5月 簡素化提案内容
1	永年草地（注）保全	農地に対する永年草地の比率の維持（2018年比で減少の最低限度割合5%以内）	・「最低限度割合（2018年比5%減）」について、加盟国が1度調整可能 ・一定の条件下で、基準値を超えて減少した場合の永年草地への再転換義務の免除	・「最低限度割合」の基準値（2018年比5%減）について、加盟国は「2018年比10%減」まで緩和可
2	湿地・泥炭地保全	湿地や泥炭地の農地転用を禁止	【変更なし】	・加盟国の国内法で湿地や泥炭地の保護基準を設定している場合、その遵守をもってCAP上の遵守とみなすことが可 ・加盟国が湿地や泥炭地保護に対するインセンティブ支払いを設定可
3	土壌内有機物の維持	植物疾病上の理由以外の圃場作物残さの焼却の禁止	【変更なし】	【変更なし】
4	河川の汚染防止	河川の流域に緩衝地帯を設置し、施肥などを制限	【変更なし】	【変更なし】
5	浸食に脆弱な地域の土壌保全	傾斜地のような浸食に脆弱な地域の土壌保全対策の実施	・加盟国が、特定の土壌の種類・作物・営農体系を適用除外とすることが可	【2024年5月見直しから変更なし】
6	浸食に脆弱な期間中の土壌保全	非栽培時期など脆弱な期間中の土壌保全対策の実施	・加盟国が、特定の土壌の種類・作物・営農体系を適用除外とすることが可 ・「脆弱な期間」について、加盟国が地域・気候・作物の種類に応じた基準を設定可	【2024年5月見直しから変更なし】
7	輪作の義務化	輪作の実施	・加盟国が、特定の土壌の種類・作物・営農体系を適用除外とすることが可 ・加盟国が定める作物の多様化による実施も可	【2024年5月見直しから変更なし】
8	休耕地等の設置	・休耕や非生産的用地の最低限度割合（通常の場合4%）の設定 ・既存の景観的特性の維持等	・休耕や非生産的用地の最低限度割合の設定を撤廃、代替として加盟国は実施した場合の奨励制度を新設 （既存の景観的特性等の維持は変更なし）	【2024年5月見直しから変更なし】
9	生物種の保全	Natura2000指定地域（自然保護区）内における永年草地について、被覆や耕起を禁止	・野生動物や外来種による被害があった場合は適用除外	【2024年5月見直しから変更なし】

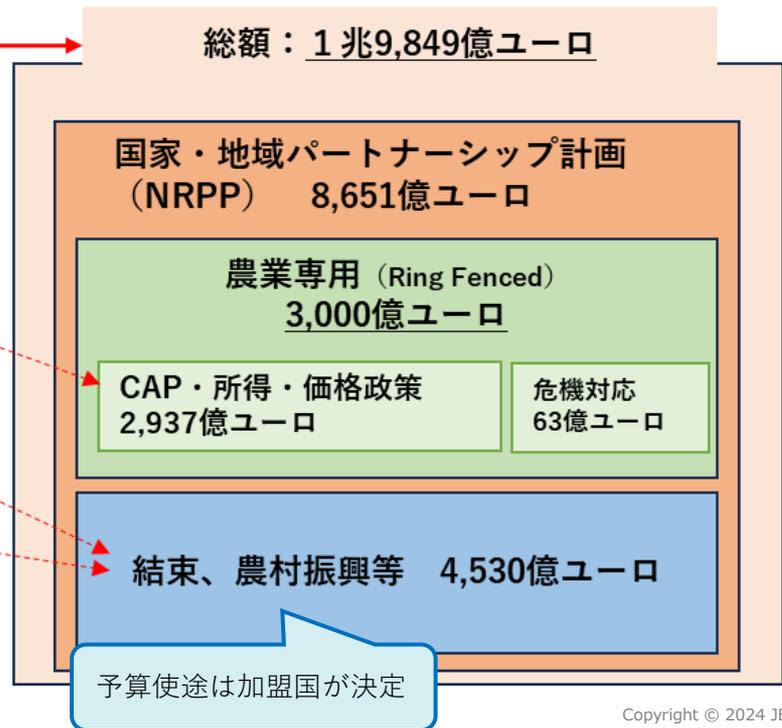
(3) ① 次期CAPの見直し提案 (予算)

- **CAP予算は他予算と統合**され、国家・地域パートナーシップ計画として実施
- CAP予算のうち**所得・価格政策は、現行予算額並みの額を専用予算 (Ring Fenced) として確保**
 農業者団体：インフレが加味されていない。
- CAP予算のうち**農村振興政策は、加盟国や地域の社会的・経済的な課題解決に向けた支援の一つとして実施**
 欧州委員会：地域振興政策の統合は、加盟国の実情に応じた迅速かつ柔軟な実施を可能にし、分野横断による相乗効果と重複の解消による簡素化の両立に寄与。
 農業者団体：実質的な農村振興政策の解体。加盟国間で農業支援に差が生じる恐れがあり、農業政策のEU域内の共通性を損なう。

現行中期予算計画 (2021-27年)



次期中期予算計画案 (2028-34年)



予算案公表日のデモ
農業者は反発

(3) ① 次期CAPの見直し提案（仕組み）

- 「よりシンプルで、よりのめを絞った、よりインパクトのある政策へ」をテーマに見直し
- 直接支払制度において、段階的減額措置や上限を設け、これにより余剰となった資金は、若手・小規・条件不利地域の農業者支援に再配分が可能
- 「要件は少なく、インセンティブは多く」、現行CAPで課せられている環境要件などを緩和し、環境・気候、生物多様性、アニマルウェルフェアへの取り組みを強化した場合にインセンティブを支給

	提案の柱	具体的提案
①	所得支持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接支払制度における段階的減額措置、上限（10万ユーロ）の導入 ・ 若手、小規模、女性や条件不利地域の農業者への支援拡充 ・ カップル支払の上限割合の引上げ（13%→20%） ・ 年金受給農業者への所得支援を段階的に廃止（若手農家の参入、事業拡大を支援）
②	インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境要件を緩和し、環境・気候、生物多様性、AWへの貢献にインセンティブを付与 ・ 持続可能農業への移行リスクの軽減のための財政的支援の創設 等
③ ④	イノベーション・ 地方起業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「世代交代戦略」の実施、青年農業者向け支援総合パッケージの作成を加盟国に義務付け ・ LEADER事業の強化 ・ 農業者に対して病気、休暇時の代替支援を提供するサービスの創設 等

(3) ② サプライチェーンにおける農業者の公平な収入の確保

- サプライチェーン上での農業者の立場を強化し、公平な収入が得られることを目的に、不公平な取引慣行に関する指令（UTP）と共通市場組織規則（CMO）の改正を提案

○不公平な取引慣行に関する指令（Unfair Trading Practices）

概要：食品サプライチェーンでは、小規模事業者と大規模事業者間に力関係の不均衡があるため、**特定の不公平な取引慣行を禁止し、農業者や小規模事業者を保護。**
 （禁止行為例：支払遅延、短期間での注文取消、買い手からの一方的な契約変更、劣化や損失リスクの転嫁、書面契約の拒否 等）

改正提案：**複数の加盟国で事業を行う者に対する対策の強化**

→ 25年11月、EU理事会と欧州議会で合意

○共通市場組織規則（Common Market Organisation）

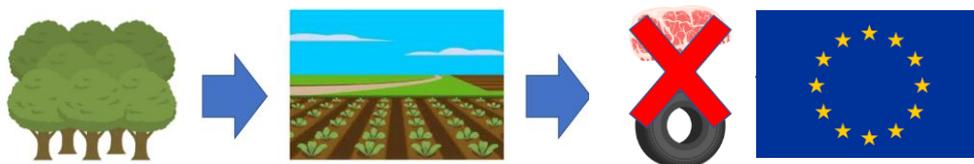
概要：EU 競争法の農業分野のルールを定めるものであり、一連の市場関連制度について規定
 改正提案：**書面契約の義務化**（現行：加盟国は書面契約を義務化できる）、**契約時に生産コストの変化を考慮する指標利用の義務化、一定期間を超える契約における改定条項の義務化** など

→ EU理事会と欧州議会でポジションが異なり、26年1月時点で交渉中
欧州議会は、「ステーキ」「ソーセージ」「バーガー」などの名称は、肉を含む製品のみが限定的に使用できるとする「肉の厳格な定義」を提案。

(3) ③ 森林減少防止に関する規則（EUDR）をめぐる最近の動向

EUDRとは

✓ 目的・・・森林減少の防止



EU市場に輸入・販売され又はEU市場から輸出される製品が、森林減少に関わっていないことや生産国の関連法規を遵守していることの確認（デュー・デリジェンス（DD））・証明を義務付け

✓ 概要

- <対象製品> **牛**、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材を原材料とする製品
 （例：**牛肉**、**牛皮**、チョコレート、パーム油、タイヤ、木製家具、紙製品）
- EU市場で対象製品を流通しようとする事業者等は、DDを実施し、森林減少に関わっていないことや生産国の関連法規を遵守していることを証明するデュー・デリジェンス・ステートメント(DDS)を提出する必要 = **地理的位置情報などの収集・提出**
- EU域外の者も、情報提供等、DDへの協力を求められる可能性

✓ 適用開始日

- 2026年12月30日から(小規模・零細事業者は2027年6月30日から) ※当初予定は2024年12月30日から

(3) ③ EUDRをめぐる最近の動向

2025年 9月23日 欧州委員、適用の1年延期を示唆

2025年10月21日 欧州委員会、簡素化と移行期間の設定を提案



EUDR担当のロズウォール委員

(1) DDSの簡素化

対象：EU市場に製品を直接上市又はEUから輸出する低リスク国の零細・小規模一次生産事業者
(Micro Small Primary Operator)

内容：DDSの提出に替えて、ITシステム上での簡易宣言の提出で可

(2) DDSの確認、提出義務の軽減

対象：バリューチェーン下流の事業者 (downstream operator) および取引業者 (trader)

内容：DDSの確認や提出義務を廃止

(DDSの提出義務と責任は、製品を最初にEU市場に投入する事業者に集約)

(3) 移行期間の設定

① 6か月の延期

対象：零細・小規模企業

内容：適用を26年12月30日まで6カ月延期

② 検査実施の猶予

対象：中規模・大規模企業

内容：当初通り25年12月30日からの適用、

ただし、26年6月30日までの6か月の間、当局による検査の実施を猶予

事業者などからの反発

複数の業界団体

- ・ 重大な変更を伴うものであり、適用開始までの対応は非現実的
- ・ 十分な明確性と法的確実性が提供されていない

→ Stop the clock (延期) して真の簡素化を

対応済企業、環境団体

- ・ 予定通りの実施を

(3) ③ EUDRをめぐる最近の動向

25年11月19日にEU理事会、同月26日に欧州議会が交渉ポジションを確認

※ 下線部分が欧州委員会提案からの修正内容

(1) DDの簡素化

対象：EU市場に製品を直接上市又はEUから輸出する低リスク国の零細・小規模一次生産事業者
(Micro Small Primary Operator)

内容：DDSの提出に替えて、ITシステム上での1回の簡易宣言の提出で可

(2) DDSの提出・確認義務の軽減、参照番号の収集は1回目の下流の事業者のみ

対象：バリューチェーン下流の事業者 (downstream operator) および取引業者 (trader)

内容：DDSの確認や提出義務を廃止

(DDSの提出義務と責任は、製品を最初にEU市場に投入する事業者に集約)

(3) 移行期間の設定ではなく、1年間の延期

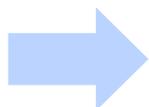
対象：すべての規模の企業

内容：大規模・中規模企業：25年12月30日～ → 26年12月30日～

小規模・零細事業者：26年 6月30日～ → 27年 6月30日～

(4) 欧州委員会によるEUDR簡素化レビューの実施を要請

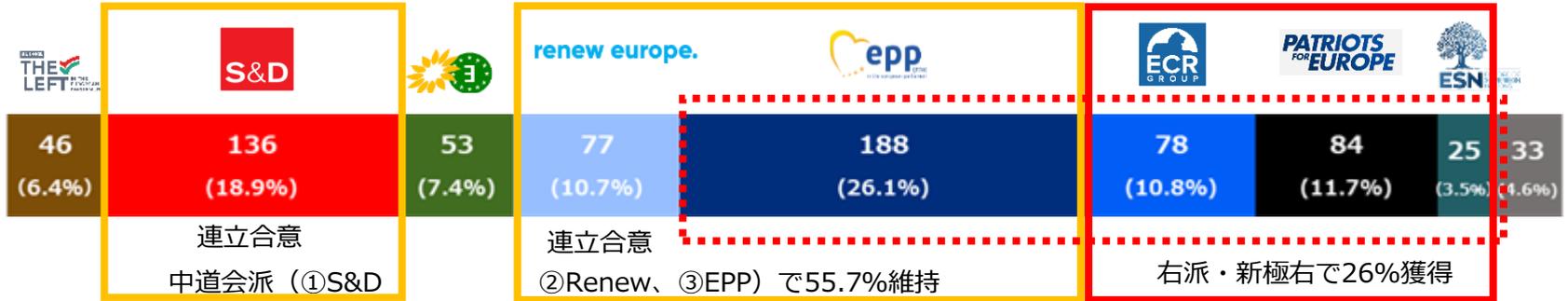
2026年4月30日までに簡素化レビューを実施 → 結果次第では規則の見直しも含まれる



25年12月5日、上記内容でEU理事会と欧州議会が政治合意、年内発効

(3) ③ 欧州議会：注視されるEPPの連立会派と右派との動き

- 2024年11月、**最大会派の中道右派のEPP**（欧州人民党）は、前期に同じくグリーン・ディール推進派の中道左派**S&D**（社会・民主主義進歩連盟）と中道・リベラル**Renew**（欧州革新）と**連立合意**。
- 2025年11月、EUDR改正案の修正で、**EPPは**連立会派が反対する中、グリーン・ディール懐疑派の**右派ECR**（欧州保守改革）、**極右ID**に代わる新会派**PfE**（欧州の愛国者）、**ESN**（主権国家の欧州）の協力を得て、**多数派工作で延期を採択**。
- 2025年、一連の簡素化・オムニバス法案を巡り、連立合意内での意見の相違が顕著に。



- EUDR簡素化（立場合意）採択結果：2025年11月26日（水）賛成：402、反対：250、棄権8
- CSRD簡素化（立場合意）採択結果：2025年11月13日（木）賛成：382、反対：249、棄権13
- 2040年目標（立場合意）採択結果：2025年11月13日（木）賛成：379、反対：248、棄権10

	LEFT	S&D		GREEN	Renew			EPP			ECR	PfE		ESN	無所属				
EUDR	反対 38	反対 115	賛成 8	棄権 2	反対 52	反対 36	賛成 29	棄権 2	反対 1	賛成 173	棄権 3	賛成 73	反対 1	賛成 79	賛成 20	棄権 1	反対 7	賛成 20	
CSRD CSDDD	反対 40	反対 109	賛成 15		反対 47	反対 46	賛成 17	棄権 1	反対 1	賛成 171	棄権 1	賛成 71		賛成 77	賛成 23		反対 6	賛成 8	棄権 11
2040 目標	賛成 39	賛成 122	棄権 1		賛成 47	賛成 63	棄権 1		反対 61	賛成 100	棄権 5	反対 73		反対 76	反対 23		反対 15	賛成 8	棄権 2

← グリーン・ディール推進派

→ グリーン・ディール懐疑派

(参考) ジェトロ地域・分析レポート「動き始める次期EU政治体制、新たな極右政党の動きも注視」

(3) ④ アニマルウェルフェア (AW) をめぐる最近の動向

- 欧州委員会は、畜産業に関連する現在のAW規制は、その大半が1998～2009年に制定または大きく改正されたものであり、近代化する必要があるとの立場
- 現欧州委員会体制（2024年12月～）は、実現可能性や適切な移行期間を考慮したバランスの取れたアプローチで見直しを行う姿勢

動物の輸送

- ・ 2023年12月、欧州委員会、動物輸送に関するアニマルウェルフェア (AW) 規則案を発表
内容：① 動物の輸送時間を制限し、休憩時間を増加
② 1頭あたりのスペースを増加
③ EU域外への輸出時の輸送条件を改善
④ 外気温度による輸送制限
- ・ 2026年2月現在、EU理事会、欧州議会で調整中

家畜の飼養

- ・ 2025年6月、欧州委員会提案に向けた意見募集を開始
内容：① ケージ飼養の段階的廃止の検討
② AW指標とその測定方法の設定、デジタル活用の検討
③ 輸入要件、EUのAW基準の適用の検討
④ 1日齢雄ヒナの殺処分の段階的廃止の検討
- ・ 今後の流れ：2026年第4四半期に欧州委員会からの提案提出予定

その他

- ・ 当初予定されていたと畜とラベル表示に関する改正は、現時点では行われる見込みはない

(3) ⑤ 自由貿易協定などの締結を加速

- 地政学的な不確実性が高まる中で、経済安保の強化に向け、重要原材料などのサプライチェーンの多角化や自由貿易協定（FTA）などパートナーシップの締結を推進
- メスコスールとの協定には、EU基準を満たしていない輸入品との競合に直面する、として農業者から強い反発



英国

25年5月、
衛生植物検疫に関する新たな協定の締結で合意

- ・ EU離脱後初となる首脳会談
- ・ 新たなSPS協定により食品・衛生・植物検疫安全の基準などの関連するEUと英国の規制の整合性を保証し、英国は必要に応じてEUの関連規制を適用する措置を講じる



インドネシア

25年9月、
包括的経済連携協定（CEPA）締結で最終合意

- ・ 2016年から交渉開始
- ・ EUとインドネシアは品目ベースで98%以上の関税を撤廃



メルコスール

26年1月、
パートナーシップ協定（EMPA）および暫定貿易協定（iTA）に署名

- ・ 1999年から交渉開始
- ・ 署名後の1月21日、欧州議会はEU司法裁判所へ、当該協定のEU条約との適合性審査を求める決議を採択。審査結果まで1年半～2年要するとの報道



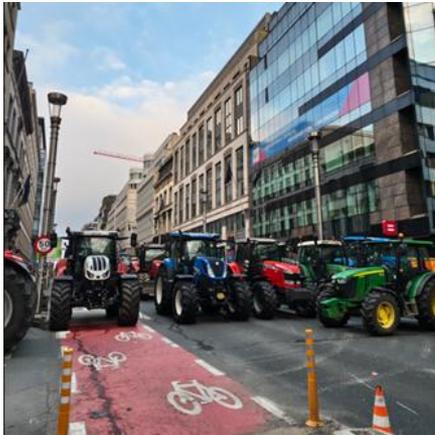
インド

26年1月、
FTA締結で最終合意

- ・ 2007年から交渉開始
- ・ EU、インドともに農畜産物のセンシティブ品目は、自由化の対象から除外

(3) | 25年12月18日の農業者デモの様子

- 2025年12月18日には、EU27カ国から農業者1万人（主催者発表）、トラクター1000台が集結し、ブリュッセルで大規模な抗議デモ
- ①次期CAPでの十分な予算確保、②公平な貿易（メルコスールとのFTA協定、米国との関税合意、ウクライナなど）、③規制簡素化（炭素国境措置メカニズムによる肥料価格の上昇など）について抗議



欧州委員会前の道路を封鎖するトラクター

「Stop Mercosur (ストップメルコスール)」「RIP Agriculture EU」(EU農業を追悼)



欧州議会前でのデモ



「Agriculture」を燃やして抗議

Ⅱ | まとめと2026年の見通し

- 2024年12月からの現欧州委員会は、農業政策における優先課題として、競争力強化、農業者のサプライチェーンでの立場強化、食料安全保障などを掲げ、制度・規制の簡素化を進めている
- 前体制で最優先とされた環境・持続可能性は、上記の課題と両立しながらの達成を目指すという姿勢に後退（ただし、グリーンディールの旗は降ろされてはいない）
- 他方で、自由貿易を推進しつつも、EU域内基準の輸入品への適用などの保護主義的な動きもみられる
- 2026年の農業政策をめぐる動きでは、
 - ・ 次期共通農業政策（CAP）の見直しに係る議論、
 - ・ オムニバスで提案された各種法案の、EU理事会や欧州議会での審議、
 - ・ 4月に予定されている森林減少防止規則（EUDR）の簡素化レビュー、
 - ・ 年内に提案が予定される家畜飼養のAW基準（EU基準の輸入品への適用）
（同年にはAWの要素を含む畜産戦略も公表される予定） などが注目される

ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

前田 昌宏

下記URLからアンケートにご協力をお願いします。

<https://www.alic.go.jp/consumer/foods/event.html>



Masahiro_Maeda@jetro.go.jp



Rue de la Loi 82, 1040 Brussels, Belgium

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

海外の畜産関係の
情報を随時更新

ALIC海外情報



<https://lin.alic.go.jp/alic/week/week.htm>

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

ホームページバナー広告募集します

- 掲載料:10,000円/月(縦60ピクセル、横150ピクセル)
- 申込み期間:随時
- 申込み方法:メールにて受付

申込み方法や期限などの詳細は機構ホームページでご確認ください。



バナー広告掲載イメージ
トップページ右上部のバナー広告コーナーに掲載

総ページビュー数
830万件以上！
(2024年度実績)



広告募集ページ

総セッション数
460万件以上！
(2024年度実績)

気になる情報をメルマガでお届け！



メルマガ登録はこちら